

いじめ防止対策基本方針

2025年4月9日

奈良教育大学附属中学校
いじめ防止対策委員会

1. 「いじめ」問題へ対応についての基本方針

「いじめ」に関する問題は、生徒の生命に関わる学校としての最重要事案件であり、事の大小に関わらず、学校組織として厳格に対応することの必要性を全教員が認識する必要がある。

本校は、教職員・生徒・保護者・大学の協力のもと、学校内外におけるすべてのいじめ行為を日常的に予防することに努め、いじめ行為が確認された場合は速やかに解決に向けた取り組みを組織として進めることとする。

「いじめ」は、どの学校・学級でも起こり得る身近な問題であり、軽い言動や目には見えない空気感その発見を遅らせる性質を持っていることに注意した上で、早期発見・早期対応が求められるものである。特に生徒間の人間関係は瞬時には見抜きがたく、本人同士ですら、いじめ行為の認識を持たないこともある。大人である教職員が生徒の様子を身近に観察したり、生徒からの訴えを素早く感じ取れる近い人間関係を常に築いておくなどし、いじめに関する情報収集が素早く行われるよう努めたり、研修の実施や人権意識を高めていじめを見抜く目を養ったりするなど、早期発見・早期対応ができる環境づくりに取り組む必要がある。

また、いじめの構造は、一般社会にも存在しうる問題であり、子供だけの問題ではない。すべての人間関係や人間集団に関係する人権侵害やハラスメントともつながっている現代社会の重要課題である。よって我々はそれらの行為を明らかな人権侵害であると捉え、教職員自身も自らの人間としての生き方を問い、一人の人間としてよりよい社会を作り上げるために努力する心構えが必要である。

2. 「いじめ」問題の理解

いじめ防止対策推進法が、平成25年6月28日に制定された。そこでは、いじめの定義を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」としている。この定義からは、過去の、「継続的に」や「学校が認識しているもの」といった表現は削除されている。さらにこの法律では、学校や自治体に対していじめ事象への組織の確立と対応を義務づけている。特に大津の事件からは、いじめ行為が人の生命を傷つける行為としての犯罪性が認識され、警察との連携も強化されている。単なる子供同士のトラブルといった認識ではなく、人権や命に関わる重大な事案としての認識が求められているのである。

本校としても、いじめ事象に対しては、学校の組織全体として対応し、学校外の関係機関とも協力・連携をしながら、いじめ防止や対策を進める必要がある。

3. 「いじめ」対応の三局面

「いじめ」への対処にあたっては、次の3つの局面ごとに具体的かつ慎重に進める。
特に、担任一人で対応するのではなく、学年集団や同僚教員と連絡を密にするなど、
組織で対応することを心がける。

《「いじめ」に対する3つの局面》

予 防 局 面	①仲間づくり (学級・学年・部会・部活など各集団で) 各集団で、民主的で公平な集団作りや相手を思いやるやさしさあふれた仲間づくりを行う。 →仲間意識・人権意識の高い集団ではいじめは発生しにくい。 ②構造の理解 (道徳・特活・集会などで) いじめの仕組みやいじめが著しい人権侵害であることを理解し、強く優しい心を持った生徒を育てる。 →いじめの構造についての理解を深め、それに対抗できる力をつける。 ③行動宣言 (生徒会と教職員で) いじめを起こさない、許さないことを宣言し、みんなが平和で豊かな学校生活を送る事のできる環境を整える。 →自ら宣言をすることで、いじめに対して厳しく対応できるようになる。 ◇いじめ防止対策委員会が調整し、教育相談部・人権道徳委員会・生活部及び生徒会の連携で企画する。
観 察 局 面	④いじめ事象を見抜く (休み時間・清掃時間・放課後など) 「いじめ」につながる細かな事象や小さなサインを見逃さない観察眼を高め、集団の細かな情報を早期に収集ができる信頼関係を構築する。 ⑤組織的な情報収集 (アンケート・教育相談・カウンセリングなど) 定期的に生徒の声が教員に届く制度 (アンケート・Q-Uなど) や教育相談・カウンセリングの充実。 ◇定例生活部会・学年会議・職員会議などで情報の共有をはかる。
対 応 局 面	⑥情報の共有化と記録 「いじめ」やそれにつながる行動を見つけた場合、学年生活部・生活部長に連絡し対応する。こまめな記録を必ず行う。 ⑦組織として対応 起こった事実の確認を綿密に行い、組織として事実に沿った丁寧な対応を心がける。過小評価・棚上げ・思い込みがないよう、丁寧な対応を組織図に従って行う。 ◇日常的対応: いじめ防止対策委員会、重要事案対応: いじめ問題対策委員会

4. いじめ防止等の対策のための組織

組織A「いじめ防止対策委員会」(防止面:定例的に開催、対策面:事象発生時に開催)

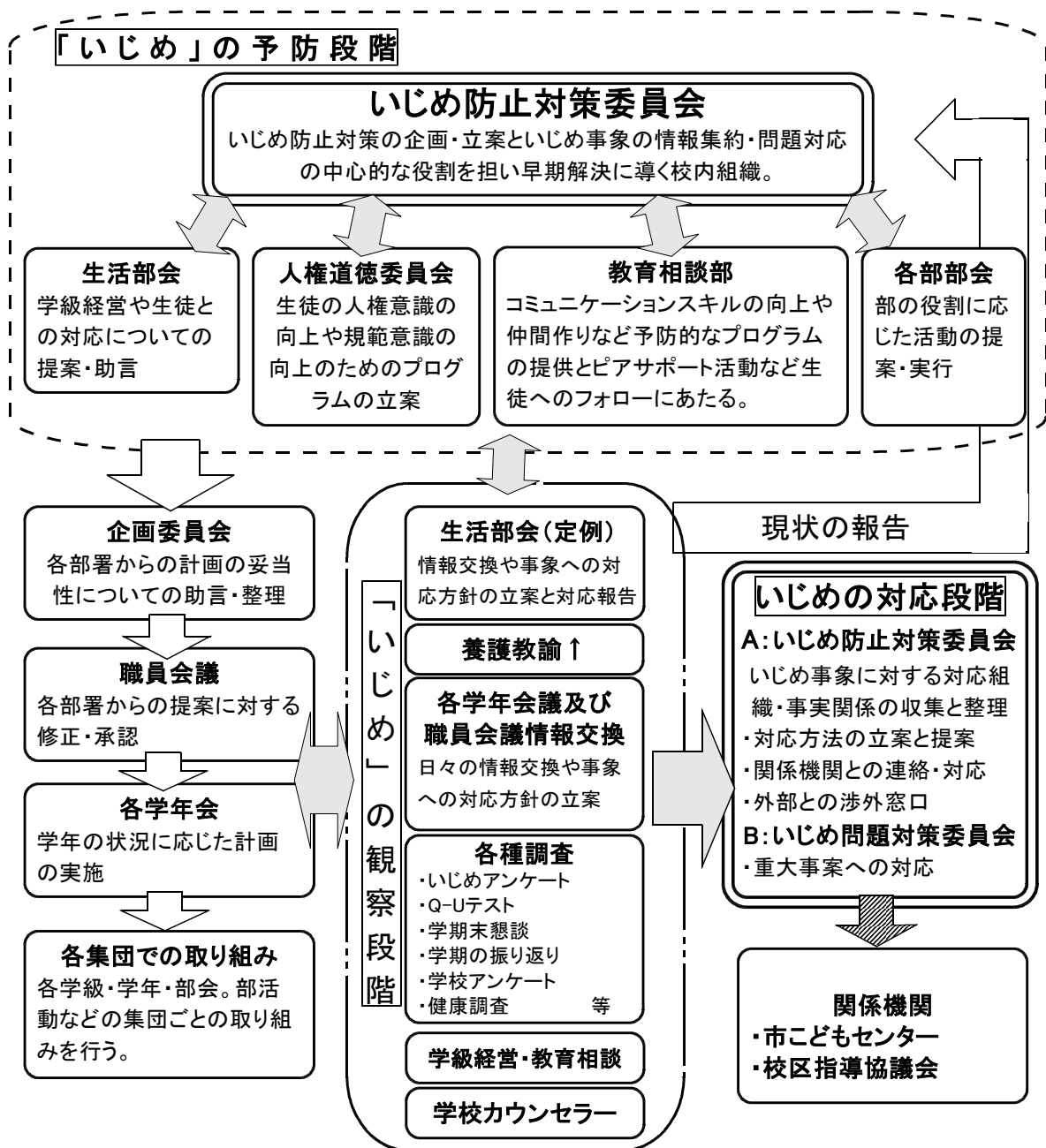
構成員:学校長・教頭・主幹教諭・生活部長・各学年主任(3)・養護教諭(計8名)

内 容:日常のいじめ防止に関する活動の相談・立案・提案、いじめ事象への対応

組織B「いじめ問題対策委員会」(組織Aで対応事象発生時)

構成員:「いじめ防止対策委員会」+附属学校部長・学校カウンセラー・大学総務企画副課長

内 容:重大事態等の緊急の対応



5. 「いじめ」に対する認識

「いじめ」について認識については、全教員が十分に理解した上、いじめ防止対策委員会を中心とした学校教育活動全体で対応し、計画的に対応にあたる。

(1) 「いじめ」を起こさない集団づくりのための取り組みを積み重ねる。

クラス開きから、学級担任が中心となり、「いじめ」を起こさない学級集団づくりを進める必要がある。

【ともに学び合いたいこと】

- 一人ひとりの違いを認め個性を尊重することの大切さ。
- いのちの尊さ、一人ひとりがかけがえのない存在であること。
- お互いのいい面を見つけ評価していくこと。
- 正しいことをつらぬくことができる人間としてのつよさの必要性。
- 「いじめ」や偏見は過去に人間が犯した重大な過ちにつながる。

このような学び合いを土台にしながら、一人ひとりが大切にされる、上下関係のない、開かれた集団の育成に努める必要がある。

(2) 「いじめ」の構造を捉え、集団の問題として認識する。

人間が集団を形成すると、その集団の安定のために上下関係を築いたり、力関係をはっきりとさせようとする動きがある。自然な社会では年長者や権力者といった人物が集団をまとめ、秩序を与え平穏な社会を形成しようとする。しかし、学校の学級では、同年齢の関係性の低い平等な集団が強制的に形成される。一見平等で安定した集団のように見えるが、実は一人ひとは集団での自分の位置に不安を感じることになる。自分の立つ位置がわからないため、いつ誰から自分が攻撃されるかといった不安な感情が蔓延する。そんな不安定な状況を打破するためにもっとも簡単な方法が「排除の論理」である。不安を解消したい者が、その集団の中で異質性を持つものに対して、攻撃を加え始める。その正当性をみんなが認めることによって、集団の目はその異質者に向き、不安定な平等性は崩れ、みんなの目がその異質者に向けられる。それによって、自分にみんなの目が向くことは避けられる。ある意味、一人の犠牲によって集団の平穏が保たれるのである。しかし、その異質者は単に集団の安定のために作られたに過ぎないため、集団は次の異質者に自分になることを恐れる。特に攻撃を始めた者は、より不安傾向が強いため、自分が攻撃される立場になることを極端に恐れるのである。

「いじめ」は、ある意味、集団の安定化の効果を持つ。ただし、その安定は長くは続かない。なぜなら、「排除の論理」は、常に排除の対象を求め続けるからである。

「いじめ」をなくすことは理想だが、「いじめ」ではない方法で、その集団を安定させる方法を与えなければ、いずれ「いじめ」を行ってしまう可能性がある。

(3) 「いじめ」の発見の難しさ。

「いじめ」の発見が遅れることが多いのは、それが教師の目にとまりにくいことによる。すべての教師が生徒たちの様子に気を配り、「いじめ」を早期に発見する努力をしなければならない。とりわけ、学級担任は、学年団、教科担任、クラブ顧問等と連絡を密にし、生徒の様子の把握につとめる必要がある。難しいのは、当事者自身にも、いじめの認識が薄いことがある。加害者側は「ふざけているだけ」「遊びだった」「相手も笑っていた」というように、自分の立場でしか事象を捉えられないことが多い。また、被害者側ですら「大丈夫です。」「ふざけているだ

け」といった感覚でしか認識できずに問題をエスカレートさせたり、同情や援助されることを避けるために嘘をいったりする場合がある。教員側もいじめはないにこしたことがないため、本人らの言い分を信じやすい傾向がある。これらのことを十分に踏まえて、早期発見に努める必要がある。

(4)「いじめ」の早期発見に努める。

①教職員と生徒との信頼関係の構築

いじめに最も早く気がつくのは、同じ集団の生徒である。最初は見えないところで行われるいじめでも、エスカレートするにつれて人目をはばからなくなる。いじめに気がついた生徒がいても、信頼できる教職員がいなければ、その情報が伝わっては来ない。いじめを報告することは、その生徒自身にも危険が及ぶことになるし、「ちくり」や「ぬけがけ」「優等生面」といったレッテルを貼られる事もあり得るからだ。その情報を得た教職員が確実に良い方向に解決してくれるという安心感がなければ、報告は得られないだろう。常日頃から、問題を先送りにしたり、曖昧な対応をしていると信頼を失うので、毅然とし、誠実な対応を心がけ、生徒の信頼を得ておくことが必要である。

②アンケート・教育相談・カウンセリングなどの実施

定期的に生徒からの情報が吸い上げられるようアンケートや教育相談、カウンセリング、懇談などを行う必要がある。生徒の話すきっかけは多い方が良い。できるだけ早期に発見対応ができるように機会を多く持ちたい。

③養護教諭の役割

保健室に来る生徒の多くは、心理的・精神的に不安定さを持ってくる。なかでも友だち関係での悩みを口にする生徒も多い。生徒のことばや身体について少しでも不審な点がある場合は、すぐに担任や生活部の担当に知らせる。

④学校カウンセラーの役割

生徒・保護者の個々の対応のなかから、いじめや対人関係のトラブル・悩みなどの兆候をいち早く掴む状況をつくる。守秘義務や個人情報にも配慮し、必要が生じた場合は担任との連携もはかる。